

○平成30年7月豪雨災害におけるFAQ(第1版)

NO	事項	問	答
1	利用者負担額	被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、そのうえでの対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいて構いません。
3	公定価格	平成29年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について、被災自治体は、実績報告を提出期限から遅れて報告することは可能か。	遅れて提出することは可能ですので、内閣府の担当にご相談ください。
4	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準(以下、「設備運営基準」)及び、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準(以下、「公定価格基準」)を下回ることは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により一時的に基準以下の配置となつてもやむを得ないものと考えています。 この場合において、公定価格基準は、当該職員が勤務しているものとして判断するものとします。
5	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、各児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、一時的に設備運営基準を下回ることもやむを得ないものと考えています。 公定価格基準についても、直ちに基準上の職員を補充できない場合など、一時的に基準を下回っていても、当該児童を受け入れる前の状況をもとにした基準によることを可能とします。
6	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなものが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくとも食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 <p>なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いします。</p>
7	その他	施設型給付費等から義援金を出すことは可能か。	施設型給付費等は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。 また、私立保育所に係る委託費については、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省局長連名通知)の対象外となります。特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。 なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業や他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。